

マルチ商法とおぼしき 勧誘行為を禁止します

このような勧誘の中には、学友を欺いて利益を上げるものも報告されており、教育機関として断じて許すことはできません

【報告があった勧誘のキーワード例】

- ・友人や知人から「儲かる話がある」等の話を持ち掛けられる
- ・勧誘のためのセミナー参加を勧められる
- ・投資を指南するUSBメモリの購入を勧められる
- ・「お金がない」と言うと 借金をさせられる
- ・友人を勧誘するように勧められる

疑わしい行為を目撃したら、最寄りの事務室までご連絡ください

2021年7月
明治大学学生部

